

2011 年 11 月 22 日

葛飾区長 青木克徳 殿

2012 年度葛飾区予算編成に対する

要 望 書

日本共産党葛飾区議会議員団

はじめに

青木区政においては、日頃より区政進展に力を尽くしておりますことに深く敬意を表します。

さて、3月11日に発生した東日本大震災は、地震・津波という自然災害と同時に原発事故という世界史上でも経験したことのない大震災となりました。これからの復旧・復興活動は、これから長期間を要する国民的な課題でもあります。

さらに、今回の震災以降、災害時に国民の命と財産、暮らしをどう守っていくのか、まさに日本の政治のあり方、地方自治体のあり方が根本から問われています。

国政においては、すでに構造改革路線によって拡大された貧困と格差に対する国民的な批判の下、民主党政権が誕生しましたが、社会保障の財源を消費税に求める「税と社会保障の一体改革」、日本農業、医療、地域経済を破壊するTPP推進、政府の労働者派遣法改定案から登録型・製造業派遣の原則禁止規定を削除さえしようとするなど、まさに構造改革路線へと舵を切りつつあります。

これでは国民生活は深刻になるばかりです。こうしたもとで、もっとも身近な区政が区民生活を守る防波堤となるために、来年度の予算編成に関する要望書を提出するものです。

1、総務部

（平和行政について）

- 1、憲法を区民のくらしに生かす区政を推進すること。
- 2、憲法違反の有事法制を発動させないように求めること。
- 3、国民保護計画にもとづく訓練は実施しないこと。
- 4、非核平和都市宣言区として、
 - イ、葛飾区非核平和条例を制定すること。
 - ロ、広島・長崎平和祈念式典への青少年派遣事業の実施、博物館等での常設展示をすること。
 - ハ、葛友会の事業などに支援を強めること。
- 二、広島・長崎祈念式典への被爆者の家族参加も認めること。

（税制について）

- 1、消費税増税に反対すること。
- 2、低所得者の住民税の軽減を実施すること。
- 3、所得税法56条の廃止を国に求めること。

（契約制度について）

- 1、官工需の発注は、区内業者の育成をつらぬくよう現行入札制度を改めること。
- 2、小規模工事登録制度を実施し、中小業者の受注機会を確保すること。
- 3、公契約条例を制定し、指定管理者や下請け企業に公正な賃金、労働条件を保障すること。
- 4、物品委託入札についても単品スライド制度を導入すること。
- 5、非常勤職員の時給を引き上げること。

（公正な区政運営について）

- 1、総合庁舎整備計画は、白紙に戻すこと。
- 2、不公正な同和行政は直ちにやめること。
- 3、区幹部職員の天下りを根本的に見直すこと。
- 4、オンブズマン制度をつくり、区民の苦情や提案を受け入れること。
- 5、公正な監査業務の遂行と監査委員制度の独立性のために、常勤監査委員の選

任の改革、とりわけ区退職幹部の登用は行わないこと。

6、パブリックコメント制度の改善、条例化すること。

(その他)

1、東京電力・NTTの電柱などの道路占用料を政令基準どおり徴収すること。

2、2015年3月までアナログ放送も見られるケーブルテレビなどもあるが、移行期に混乱のないよう対策を検討すること。

3、議員が行う友好都市交流派遣の助成はやめること。

2、政策経営部

(電子区役所の構築について)

1、住民票などのコンビニ交付は中止すること。

2、個人情報の保護対策が十分ではなく、拙速にすすめないこと。

3、パソコンが家庭になく使えない高齢者などに情報格差が生じないように情報弱者対策を強めること。

(行政評価について)

1、事務事業の評価は、地方自治の本旨に基づいた基準を確立し、機械的な効率化、費用対効果による選別や区長の恣意や思惑による評価が行われないように改善すること。

(定数管理と指定管理者等について)

1、23区でも非正規雇用率が高い状況を是正し、正規職員比率を高め、職員が仕事に誇りを持って、安心して働き続けられる環境を作る方向で取り組むこと。

2、スポーツセンター、テクノプラザ、シンフォニーヒルズなどの主要施設は区の直営で運営し、新たに指定管理者制度の適用を広げないこと。指定管理者には経理内容の公開を義務付けること。

3、公共施設の新設・建て替えについてはPFIは導入しないこと。

4、市場化テストは、公共サービスをビジネスの道具とし、住民参加や議会の監視を後退させ、自治体破壊につながるもので、導入しないこと。

（男女共同参画について）

- 1、男女平等推進計画に賃金などの男女間の格差を是正する計画を明確にすること。
- 2、育児休暇や介護休暇が取得できる実行ある対策をとること。

3、福祉部

一人当たりの老人福祉費が 23 区最低という事態を解消するために

（国民健康保険について）

- 1、高すぎる国保料を値下げすること。
- 2、減免基準を拡大し、申請があった場合、弾力的に対応すること。
- 3、国庫補助を引き上げるよう国に求めること。
- 4、旧ただし書き方式による値上げ分を区が負担し値下げすること。
- 5、国保制度の広域化に反対すること。
- 6、資格証の発行はしないこと。

（後期高齢者医療制度について）

- 1、後期高齢者医療制度は廃止すること。
- 2、75 歳以上の医療費を無料にすること。

（高齢者施策について）

- 1、区立も含め特別養護老人ホームや老人保健施設の大幅増を図ること。
- 2、小規模多機能型居宅介護施設を増設すること。
- 3、区が一定数のショートステイ床を借り上げて確保すること。
- 4、高齢者向け優良賃貸住宅に 24 時間見守り対応機能などを付置するなど、療養型病床の削減廃止に伴う地域の受け皿を整備すること。
- 5、災害時の電力確保のために介護施設に非常用発電機を設置すること。
- 6、介護保険料の減免制度の実施とともに、利用料の軽減策を拡充すること。
- 7、要支援 1・2 及び要介護 1 の軽度者にヘルパー、ベッド、デイサービスなどを一般施策で実施すること。
- 8、介護施設入所・利用者の食費・居住費の自己負担分への助成制度を実施すること。

- 9、デイサービスの食費の軽減をすること。
- 10、要介護認定基準を緩和すること。
- 11、介護保険では、通院時の病院への付き添いは入口までとなっているため、病院内の付き添いについては区独自のサービスを実施すること。
- 12、地域包括支援センターを増やし、夜間・休日も含め体制を強化すること。
- 13、予防プラン作成に対して事業者の報酬減を補填すること。
- 14、区独自にケアマネージャーを配置すること。
- 15、障害をもつ高齢者が介護サービスと障害者サービスをできる限り併用できるようにすること。
- 16、紙おむつの支給・助成は、要介護度や所得で制限せず、必要な方を対象とすること。
- 17、緊急見守り通報システムの利用料は、低所得者を無料にすること。
- 18、くつろぎ入浴証は、65 歳以上に緩和すること。
- 19、高齢者の就労確保の為、シルバー人材センター等の高齢者団体の発注を増やすこと。
- 20、シルバーパスは、所得に応じて千円、3 千円、5 千円券を発行するよう都に働きかけること。

(障害者施策について)

- 1、障害者グループホームを増設すること。
- 2、民間障害者施設への区の独自加算を復活すること。
- 3、区内に入所更生施設を作ること。
- 4、災害時の電力供給を保障するために障害者施設に非常用発電機を設置すること。
- 5、障害者サービスの利用料は無料にすること。
- 6、10%の施設補助、給食費の軽減制度を継続すること。
- 7、心身障害者福祉手当外出手当は助成額を引き上げ、年令制限をしないこと。
- 8、土日開館をはじめ、ウェルピアかつしかを障害者団体の意見も聞き、利用しやすいようにすること。
- 9、障害者の補装具給付等の判定については、ウェルピアで実施すること。
- 10、手話通訳・ガイドヘルプの派遣時間を延長すること。
- 11、障害者施設の仕事確保に全力をつくすこと。

- 12、酸素吸入装置受給者に購入費の助成を行うこと。
- 13、公共施設のトイレに、成人も使用可能なベッドを設置すること。
- 14、精神障害者の医療費の軽減を図ること。
- 15、精神障害者の交通費補助制度を創設すること。
- 16、精神障害者施設での食事代の補助を行うこと。
- 17、高次脳機能障害などには、既存サービスを最大限活用できるように改善すること。また国に新たな対策を求めること。
- 18、特別支援学級における放課後の施策を実施するとともに、水元特別支援学校における同様の施策の実施を都に働きかけること。

（生活保護について）

- 1、生活保護ケースワーク業務を充実するために、ケースワーカーを増員すること。
- 2、生活保護の申請書は、申請主義にもとづき無条件に渡すこと。
- 3、入浴券、修学旅行支度金、見舞金、夏期健全育成のための物品の支給など独自の法外援護事業を復活すること。
- 4、医療券を改善して、医療証を発行すること。
- 5、熱中症対策としての夏季加算を実施すること。
- 6、ホームレス・ネットカフェ難民の実態調査をすること。
- 7、老齢加算の復活を国に求めること。
- 8、第2のセーフティネットを活用しやすいよう緩和し、拡充すること。また恒久措置とするよう国に求めること。

4、子育て支援部

（保育園・私立幼稚園について）

- 1、一刻を争って待機児を解消するために、認可保育所の積極的な増設を行うこと。
- 2、保育料を値下げすること。
- 3、新子どもシステムの実施はやめること。
- 4、乳児（1歳未満）を養育している家庭に「乳児育成手当」を創設すること。
- 5、公立保育園の民営化を行わないこと。

- 6、私立幼稚園の預かり保育を充実すること。
- 7、保育園における障害児認定の専門家の機関を立ち上げるとともに、障害児加算を増額すること。
- 8、公立保育園の教材費、備品費を大幅に増やすこと。また栄養士を増員すること。
- 9、認証保育園の人員配置も含めた支援、及び保護者負担を軽減すること。
- 10、保育園運営基準の緩和を中止し、改善するよう国に求めること。
- 11、入院助産制度を拡充すること。

（学童保育について）

- 1、定員を 40 名以下を基本とする児童定数に改めること。そのためにも分室開所や新設を行うこと。
- 2、施設の耐震化を図り、トイレは男女別に改善すること。
- 3、公立学童での障害児枠を増やし、公私立とも障害児加算を拡充すること。

5、保健所

- 1、保健センターにエレベーターを設置するとともに、老朽化したセンターは建替えること。
- 2、がん診療体制の拡充・強化をすること。
- 3、ガン健診は無料に戻すこと。
- 4、母子保健事業は、各保健センターで実施すること。
- 5、小児救急医療体制を拡充し、土日、深夜及び外科も対応すること。
- 6、インフルエンザ予防接種の助成対象者を拡大し、費用負担を軽減すること。
- 7、ヒブワクチンなどの助成は選択制ではなく、すべてを適用すること。
- 8、子宮頸がんワクチンへの助成を拡充すること。
- 9、差額ベッド代に対して助成制度を設けること。
- 10、区の検査機能の廃止計画は見直すこと。
- 11、ネズミ被害を調査し、駆除対策を実施すること。

6、環境部

（地球温暖化について）

- 1、太陽光発電の設置助成を増額すること。またすべての公共施設に設置すること。
- 2、LED 電球購入・設置助成を実施すること。
- 3、ISO 14001 の認証取得のための助成を拡充すること。

（ゴミ行政について）

- 1、家庭ゴミの有料化はしないこと。
- 2、拠点回収を増やすこと。
- 3、零細業者への事業系ゴミ手数料の減免を実施すること。
- 4、企業に対して、リサイクルしやすいような製品製造に徹するよう、あらゆる機会を通じて働きかけること。
- 5、集団回収の単価を引き上げること。
- 6、分別回収による交付金は、「効率化」の名による使いおしみではなく、区民に還元する方法を検討すること。

（大気汚染について）

- 1、排ガス対策として、自動車排ガスの測定局に、有害物質（PM2.5 含む）の調査が行えるよう測定機器を設置するとともに、まだ常時監視測定局のない主要幹線道路に自動車排ガスの監視測定局を増設すること。
- 2、大気汚染被害者の実態調査を実施すること。また医療費助成制度の周知徹底を行うこと。
- 3、測定移動車を復活し、弾力的な測定ができるようにすること。
- 4、平和橋通り、蔵前通りの緑化をさらに推進すること。
- 5、高速道路沿線の環境対策を充実するよう首都高速道路（株）に求めること。
- 6、環七沿線の大気汚染・防音・振動対策を改善すること。
- 7、水戸街道の拡幅事業における環境対策を徹底するよう国に求めること。

7、産業経済部

（中小企業対策について）

- 1、中小企業の悉皆調査を実施し、基礎データの再構築を区自身で行うこと。

- 2、仕事確保、融資の改善など緊急総合対策をおこなうために商工予算を大幅に増額し、人員増により執行体制を確立すること。
- 3、区内建設業者の仕事拡大と区民の住宅リフォーム支援のために、住宅リフォーム助成制度を創設すること。
- 4、融資の本人負担利率の引き下げや対象者を拡大すること。
- 5、一般融資の借換え制度は、元金を6ヶ月以上返済していれば対象にするよう改善すること。
- 6、産学公連携を一層徹底すること。
- 7、「優良工場」「優良製品」「優良技能士」を認定し、顕彰する制度をさらに発展させ 「葛飾マイスター事業」として、補助金や奨励金を支給し、技能の継承や後継者の育成確保につなげること。
- 8、中小企業都市サミットなどに加入し、他自治体との交流を深めて区内企業の受注拡大に努めること。
- 9、円高対策としてリース代、家賃等の固定費の補助を行うこと。
- 10、東四つ木工場ビルの家賃を値下げし、使用要件を緩和すること。

(商店街対策について)

- 1、個店に対する経営相談・支援を強化すること。
- 2、商店街のカラー舗装、装飾灯の設置など、近代化対策は全額公費負担とすること。
商店街の装飾灯の電気代助成を全額補助すること。
- 3、中小商店・中小企業の日除け・雨除け・袖看板等の道路占用料を全額免除すること。
- 4、フランチャイズ店に商店街との協力を義務づけること。
- 5、大型店、安売り量販店等から区内商業をまもるために、商店街と連携し、無秩序な進出をおさえること。
- 6、共通買い物券を中央区方式に変更すること。

(農業政策について)

- 1、「葛飾産元気野菜」定着化支援事業を継続し充実するとともに、直売事業と商店街の活性化連携事業を拡大すること。
- 2、生産緑地の条件に満たない農地の維持・保全のために緑地補助や農業体験農

園の設置の促進など、区としての対策を確立すること。

3、農業の担い手確保に努力すること。

（観光について）

1、観光文化センター、山本亭に65才以上の割引料金を設定すること。

2、「寅さん記念館」の周辺に適地を取得し、葛飾の優れた伝統工芸や葛飾在住の美術家作品の展示、即売、実演体験などができる美術・伝統工芸館を開設すること。

また、その施設の中に、「寅さん映画」を中心とした映画館を併設すること。

3、「寅さん記念館」を郷土と天文の博物館と連携させ、生涯学習の機能を持たせること。

4、水元公園内にある金魚の展示場を観光資源として位置付け、それにふさわしい整備をすること。

（雇用対策について）

1、「雇用マッチング支援事業」を民間まかせにせず、区の責任で行うこと。

2、若者を初めとした「労働相談室」を開設し、就労斡旋・雇用と失業対策強化すること。

3、弟子入り支援事業を伝統工芸以外にも拡充すること。

4、都発行の「ポケット労働法」の版權を買い取り、成人式の記念品や区内高校卒業者に配布し、普及すること。

5、介護施設の労働者への賃金助成を実施すること。

8、地域振興部

（区民事務所・区民サービスコーナーについて）

1、区民サービスコーナーの窓口業務を拡充すること。

2、東立石、お花茶屋、東金町、新宿、青戸、四つ木、奥戸、立石、西水元、東四つ木の各地区センターにおける窓口業務を実施すること。

3、堀切6丁目の旧南綾瀬地区センター別館を建て替え、図書館や介護施設などに利用できるようにすること。

（防災対策について）

- 1、現在の防災計画で足りないとされる7万人分の避難所を確保すること。
- 2、地震により津波と火災が同時に起こった時など複雑な想定を行い、それぞれに見合った避難場所の確保を行うこと。
- 3、小中学校などの避難所については、備品の拡充など実態に合った整備を行い、運営組織の訓練も行うこと。
- 4、災害時における防災拠点は、当面30箇所を早期に整備すること。
- 5、帰宅困難者対策を計画に位置付けること。
- 6、防災計画の中に、ソフト面＝街づくりへの住民参加、地域コミュニティの活性化などを位置付けること。住民合意のない地区計画の押し付けはやらないこと。
- 7、区内旧耐震基準の木造住宅の耐震診断は無料で行うこと。耐震診断の区内業者の登録を増やすこと。
- 8、木造家屋耐震工事・建て替えを推進するためにも耐震補強のメニューを増やし、助成額の抜本的な拡充を行うこと。
- 9、保育所、小学校、学童クラブなど児童の安否確認、引き渡しについての基準・要綱の整備を行うこと。
- 10、防災無線は、使用のタイミング、内容、発声方法などについて十分研究・精査し、指針を整備すること。
- 11、正確な情報提供のためにも、自治町会との連携、掲示板と広報車の活用を位置付けること。
- 12、消防団の分団詰所、資機材置場の改善を都に働きかけるとともに、独自の支援を強めること。
- 13、市民消火隊に対する位置づけを明確化し、立ち上げ、維持に対する具体的な支援を行うこと。
- 14、一時避難場所のサインボードをわかりやすくリニューアルすること。
- 15、集合住宅におけるエレベーターには、地震時管制運転装置を設置すること。
- 16、地域における火災報知機の購入助成を行い、初期消火が容易になるようにスタンドパイプなどの支給を行うこと。
- 17、家具転倒防止器具に対する助成の拡充をすること。
- 18、備蓄倉庫における卓上カセットコンロの台数を増やし、大鍋を入れること。
- 19、災害時への対応のために管理職の宿直体制を復活すること。

9、都市整備部・都市施設担当部

（住宅について）

- 1、高齢者、障害者、ひとり親家庭、ファミリー世帯及び若者に家賃助成を行うこと。
- 2、住み替え家賃差額助成制度を復活すること。
- 3、住環境整備課にマンション相談コーナーを設け、専門家によるマンション住民や管理組合の相談に応じること。
- 4、マンションのバリアフリー化や共用部分の改修について、積極的に支援を行うこと。
- 5、ワンルームマンションの規制を新たに設けること。
- 6、都営住宅を大量に建設するよう、都に要請すること。
- 7、都営住宅の型別供給をやめるよう都に要請すること。
- 8、都・区営住宅の使用承継は、従来通り親子間等を認めること。
- 9、高砂団地・小合団地の建て替えは、住民の意見を尊重しすすめること。
- 10、単身者募集に年齢制限をもうけないこと。
- 11、都・区営住宅にエレベーターを設置すること。

（耐震対策について、再掲）

- 1、区内旧耐震基準の木造住宅の耐震診断は無料で行うこと。耐震診断の区内業者の登録を増やすこと。
- 2、木造家屋耐震工事・建て替えを推進するためにも耐震補強のメニューを増やし、助成額の抜本的な拡充を行うこと。
- 3、集合住宅におけるエレベーターには、地震時管制運転装置を設置すること。
- 4、家具転倒防止器具に対する助成の拡充をすること。

（バス路線について）

- 1、区独自のバス路線の設置とともに、バス事業者に対する助成を行うこと。
- 2、新柴又駅～高砂駅間の路線を新設すること。
- 3、お花茶屋～綾瀬間の路線を新設すること。
- 4、亀有～綾瀬間（綾1）は、朝夕1時間延長し、綾瀬東口のバス停を増設すること。

- 5、亀有～堀切駅～ウエルピア間を増設すること。
- 6、区役所～ウエルピアなど公共施設間のバス路線を新設すること。
- 7、新小5 2、新小5 3乙のバス停を新小岩駅の南口に戻すこと。
- 8、京成幸田路線をさらに増便・改善すること。
- 9、高砂2・3丁目の不便地域を解消すること。
- 10、水元・東水元地域の交通不便地域を解消すること。
- 11、西水元循環バス（東武バス）を綾瀬まで延伸・増便すること。
- 12、金町～小岩間の便を増やすこと。
- 13、新小岩～四つ木経由～亀有行きを増便すること。
- 14、既存のバス路線を見直し、細田～奥戸方面へのバス路線を延長すること。
- 15、亀有～浅草寿町行きを増便すること。
- 16、金町駅北口発着バス路線の変更による既存バス停の廃止はしないこと。
- 17、バス停に運行状況の表示板を設置するよう要請すること。
- 18、バス停の屋根を計画的につけること。

（道路の整備について）

- 1、自転車道の確保とともに、自転車の正しい乗り方をPRすること。
- 2、路線ごとに必要性を吟味し、見直すとともに、生活道路の整備を促進すること。
- 3、都市計画道路 276 号線の整備は、環境に配慮し安心して利用できるよう進めること。
- 4、細田地域の東用水せせらぎ通りの交通安全対策をすすめること。
- 5、都市計画道路 138 号線東金町小学校横の新設 T の字部分と原田小学校西側交差点に信号機を設置すること。
- 6、車両混雑解消のために、138号先の中川に新橋梁を早期につけること。
- 7、市川新道（宝町・白鳥1丁目）の安全対策を図ること。
- 8、中川左岸の堤防道路の整備を早期におこなうこと。
- 9、東立石中川流域の歩道整備及びガードレールの新設をすること。
- 10、京成上野線ガード近く（平和橋通り）の堀切5丁目信号機を改善すること。
- 11、西亀有3丁目のセイムス前の交差点を改善すること。
- 12、金町駅東側南北道路の北側に信号を設置すること。

（駅周辺・駅バリアフリーについて）

- 1、立石駅周辺地区再開発は住民合意が得られておらず、根本的に見直すこと。
- 2、金町南口再開発は住民本位にすすめること。
- 3、四ツ木駅にエスカレーターの増設をすること。
- 4、四ツ木駅前の整備計画は、住民合意のもとに変更すること。
- 5、亀有駅地下駐輪場にエレベーターを設置すること。
- 6、新小岩駅北口は花壇、時計台の設置等、ほっとする潤いある広場の整備をすること。
- 7、新小岩駅南北通路の幅員を拡大すること。また、南口歩道橋下に横断歩道を設置すること。
- 8、お花茶屋2号踏切は単独立体として、早期に実現すること。
- 9、金町駅北口の駅前広場を整備し、バス路線が増やせるようにすること。また駅入口の段差を無くすこと。
- 10、高砂駅の高架化を早期に実現すること。
- 11、平和橋通りの立体交差化事業を早期に実現すること。
- 12、立石駅にエスカレーターを設置し、エレベーターの増設をすること。
- 13、青砥駅メイン入口にエスカレーターを設置すること。
- 14、新柴又駅前広場にトイレを設置すること。
- 15、綾瀬駅下りホームにエレベーターを設置すること。

（公園・児童遊園について）

- 1、遊具やトイレの実態調査を実施し、整備改善をおこなうこと。
- 2、清掃回数を増やすこと。
- 3、ゴミ箱・リサイクルBOXを設置すること。
- 4、青戸平和公園を幼児も安心して遊べるように、「赤ちやん広場」などのスペースをつくるなどリニューアルすること。
- 5、小菅東・西公園はエレベーターを設置すること。
- 6、水元公園について
 - 1、外環下を整備し、公園の一体化をすすめること。
 - 2、自然公園の維持管理にふさわしい専門の職員配置を増やすこと。
 - 3、松戸、草加線を横断可能にすること。
 - 4、東金町8丁目6番と34番の動線をスムーズにすること。

- 5、加用水を早期に親水公園にするなど整備すること。
- 6、金町・松戸関所跡の資料館を設置すること。
- 7、水元公園の歴史資料を、旧緑の相談所などの施設に設置すること。
- 8、水元公園でのレガッタはやめて、パークトレインを走らせるよう都に働きかけること。
- 7、水元中央公園の再整備にあたっては、住民の意見を良く聞くこと。
- 8、東立石緑道公園に水遊びができるスペースを確保すること。
- 9、公園駐車場は無料にすること。

（放置自転車対策について）

- 1、自転車駐車場と自転車置場の増設をすること。
- 2、既存の無料自転車置場は存続すること。
- 3、綾瀬駅南側（小菅4丁目）に一時貸し自転車駐車場を増設すること。
- 4、商店街等に自転車のチョイ止めスペースを設置すること。
- 5、バイク専用駐車場を計画的に設置すること。

（その他）

- 1、大規模工場跡地の開発や大規模マンションの建設にあたっては、地域との調和に配慮すること。そのために、規模の適正化や必要な福祉施設の整備、公共施設整備の負担金を制度化する条例等の制定をすすめること。
- 2、緑道やバス停に「一休みベンチ」や「腰掛けガードパイプ」を設置すること。
- 3、「住居表示案内図」の掲示板や電柱などの住居表示プレートを調査し、古くなっている所は新しくし、プレート表示がない所は設置すること。

10、教育委員会

（教育環境の整備について）

- 1、ひとり一人にゆきとどいた教育を行うために、30人学級を実現すること。
- 2、未来を見据えた学校づくり計画に基づく学校統廃合はやめること。
- 3、確かな学力の定着度調査は中止すること。
- 4、校舎等改修費や修繕費を大幅に増やし、各学校からの修繕要望に直ちに應えること。

- 5、学校の校具・教材・物品等の購入費は大幅に増額すること。また、パソコン関連予算や図書購入費は、別枠で措置すること。
- 6、学校選択制は学校間格差を拡大し、地域との連携を弱めるため見直すこと。
- 7、小・中学校の就学援助は、費目認定の項目を拡充すること。また、申請もれないよう事務の改善を行うこと。
- 8、小中学校の夏休みは元に戻すこと。
- 9、中学生の職場体験は過大にならないようにすること。
- 10、小中学校のスクールカウンセラーの配置日数を増やすこと。
- 11、学校給食の民間委託はやめること。
- 12、義務教育は無償の原則にのっとり、私費負担を最小限に抑えること。
- 13、学校給食費は無償にすること。
- 14、土曜授業は効果と障害の両面から検証し、引き続き関係者と協議をすること。
- 15、小中一貫教育校は中止すること。
- 16、中青戸小学校の建替えは住民合意で進めること。

（障害児教育について）

- 1、通常学級に在籍する LD、ADHD、高機能自閉症等を対象とする特別支援教室の補助員は、資格を取得し、専門的な研修をうけた職員を採用すること。
- 2、教育センター内の「適応教室」を区内各地に分散し、通学しやすくすること。
- 3、特別支援学級を増やすこと。

（区立幼稚園について）

- 1、区立幼稚園における 3 才児や 2 才児保育、預かり保育を実施するなど拡充すること。

（社会教育施設について）

- 1、図書館不便地域（半田、堀切、小菅など）は、早期に解消すること。
- 2、各地域図書館はエレベーター設置など、バリアフリー化を進めること。
- 3、図書購入費を増額すること。
- 4、学び交流館に社会教育主事を配置すること。

（スポーツ振興について）

- 1、東金町8丁目運動場は、区民利用を優先すること。
- 2、フィットネスパークの整備にあたり、50メートルプールを整備すること。

（保田しおさい学校について）

- 1、体験教室を増やし、積極的にPRをすること。
- 2、体育館を設置すること。

（その他）

- 1、区職員・教職員のメンタルヘルスの健診や相談の機会を設けること。
- 2、温水プール、博物館は60才以上を無料にすること。
- 3、小中学校の緑被率を引き上げる目標をもつこと。